

# 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

## 議事概要

開催日時：令和5年3月28日（火）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

### ・委員

三上 喜貴	開志専門職大学 副学長兼情報学部長	
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授	
木井 保夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事	
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー	
熊田 亜紀子	東京大学大学院工学系研究科 教授	
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 論説委員	
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授	
水流 聡子	東京大学大学院工学系研究科 特任教授	
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授	
野々内さとみ	全国女性団体連絡協議会 理事	
藤野 珠枝	主婦連合会 住宅部	
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	専務理事
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部	主幹研究員

### ・オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会  
オンラインマーケットプレイス協議会  
一般財団法人家電製品協会  
全国中小企業団体中央会  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会

日本チェーンストア協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 製品安全行政を巡る動向

資料2 製品安全規制の見直し

資料3 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

<議事>

(1) 製品安全行政を巡る動向について 【報告】

(2) 製品安全規制の見直しについて 【審議・報告】

(3) 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について 【報告】

開会

○田中製品安全課長 ただいまから開始したいと思います。事務局の製品安全課長の田中と申します。

ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会（第10回）を開催させていただきます。

本日は、Teams によるオンライン会議とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、技術総括・保安審議官の辻本から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻本技術総括・保安審議官 辻本でございます。本日は三上委員長をはじめ、委員の先生方には御多忙の中、御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

この製品安全小委員会、昨年3月以来1年ぶりの開催となろうかと思っております。その間、またいろいろ大きく物事は進展していると思っています。今日は議題が非常に広く、トピックも多いのですが、特にインターネット取引に伴ういろいろな状況の変化、バツ

テリ事故、増えております。また子供用製品の海外から輸入されることによる事故、後ほど説明いたしますけれども、実は先日、マグネットセットについて、新たに規制の対象とさせていただきます。

また、こういったものについて、どのように対応していくのかというところで、制度面での議論を開始するというような検討会も、この1月から開始をしたところであります。本日はその他の状況を含めて報告をさせていただいて、今後の製品安全政策のあるべき、進むべき姿について、委員の先生方から忌憚のない御指摘、御意見をいただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

○田中製品安全課長　　どうもありがとうございました。

続いて委員長の三上先生から御挨拶をいただければと思います。よろしく願いします。

○三上委員長　　委員長の三上でございます。今日は、私は経産省のほうにお伺いして、田中課長をはじめ皆さんと御一緒の席で参加をさせていただいております。

この委員会、委員長を仰せつかっておりますが、皆様の御協力をもって有意義な会合にしたいと思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

○田中製品安全課長　　ありがとうございました。では、以後の議事進行につきましては三上委員長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三上委員長　　それでは、議事に入りたいと思っております。本日も議事、報告事項もたくさんございますので、円滑に進むよう皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それでは第1番目の議事で、「製品安全行政を巡る動向について」の御報告を事務局からお願いいたします。

○田中製品安全課長　　まず冒頭ですけれども、今回は製品安全小委員会第10回目の会合ということになります。そういう意味でこの委員会が設置されてから10年が経過したということになっております。このため、初回から参加いただいている何人かの委員の先生方には任期終了という形で退任いただいているところでございます。このため、このタイミングに合わせて、審議会の委員の構成を少し変えております。具体的に言いますと、企業の関係者の皆様方をオブザーバーという形で位置づけさせていただいたということでございます。ただ、オブザーバーの方も今回も参加いただいておりますので、そういう意味で参加者の数自体は変わっていないというところでございます。

また、新たな委員として消費生活アドバイザーの釘宮委員に本日から御参加いただいているところでございます。

今日の出欠状況でございます。野々内委員が遅れて参加と聞いておりますけれども、全員出席ということでございます。

本日の会議は Youtube での動画の配信ということで、公開で行っているところでございます。また後日、経済産業省のホームページに議事録を公開する予定になっております。

私からは以上です。

○三上委員長　それでは、1 番目の議事に入りたいと思います。「製品安全行政を巡る動向について」、事務局から御報告をお願いいたします。

## 議事

○田中製品安全課長　それでは、説明に入りたいと思います。事前にファイルをお送りしていると思いますので、そちらを御参照いただければと思いますけれども、今から画面も共有いたしますので、そちらを見ていただいても結構でございます。

こちらが資料の 1 ということでございます。こちらで説明をさせていただきます。

まず目次でございます。目次は昨年 of 1 年前の審議会と同じでございます。ここから内容がアップデートしているということでございます。

1. 事故の発生状況ということでございます。こちらのスライドは消費生活用製品安全法の概要ということでございまして、法律に基づいて重大製品事故が発生すると製造・輸入事業者が消費者庁に事故を報告しなければいけない、このようになっておりまして、その結果を取りまとめて公表している整理になっております。

その結果がこちらでございますけれども、2022 年の数字で見ると、1,023 件の重大製品事故が発生しているところでございます。死亡事故も 29 件発生しておりまして、火災による死亡事故というのが多いのかなという感じがします。特に石油製品が全体的に見ると多いのかなということで、灯油によるストーブの火災というのが原因ではないかと考えております。

続きまして、重大製品事故の件数の推移でございます。これは 10 年ほどをグラフにしております。ここ最近横ばいとなっております、そんなに減っていないという傾向かなと考えております。

トピックということで言いますと、6 ページでございますけれども、除雪機による死亡事故の発生状況でございます。こちらに棒グラフを書かせていただいておりますけれども、

2012年度から2021年度までの10年間で起こった除雪機による事故をグラフにしております。やはり死亡事故が25件で非常に多いということ、また雪が多いエリアでの事故ということになっておりまして、こちらについては誤使用とか不注意による事故というものが非常に多いという特徴がございます。

7ページです。こちらにつきましては、やはり注意喚起をしっかり行っていく、これが非常に重要ではないかと考えておりまして、これは昨年の事例でございますけれども、12月22日に消費者庁さんとNITEさんと共同のプレスリリースを出させていただきました。特にNITEさんからは動画を出していただいたということもありまして、これはテレビ等でかなり取り上げられております。また雪が多い自治体のほうでも活用いただいているということございまして、除雪機についての周知は広がっているのかなと感じているところでございます。

一方で事故の数ですけれども、今シーズンと前のシーズンを比べると、そんなに変わっていないというところもありますので、やはり除雪機の注意喚起は継続的にやっていく必要があると考えているところでございます。

次のスライド、8ページですけれども、こちらは除雪機の死亡事故への対応のポイントということでございます。こちらは参考ということで省略させていただきます。

続きまして9ページでございます。重大製品事故の原因分析でございます。3年分の原因分析の結果をグラフと表にしておりますけれども、製品起因の事故は2割から3割ぐらいという形になっておりまして、こちらについてはリコールをやっていただくとか、必要な改善をやっていただく、これが非常に重要であると考えております。

続きまして10ページでございます。こちらは重大製品事故、先ほどは10年分の推移を示しましたがけれども、その中で、ネット販売された製品の事故の割合をプロットしたものでございます。折れ線グラフでございますけれども、右肩上がりが増えていくということかなと考えております。これは後ほども出てきますけれども、ネット販売自体の市場が拡大しているというのはもちろん背景にございますが、やはりネット販売製品の安全対策、非常に大事な課題ではないかと考えております。

続きまして、リコールの動向でございます。

12ページでございます。こちらは2022年、昨年開始されたリコールの件数でございます。98件のリコールが行われております。重大製品事故を契機にリコールになったものが24件ございまして、24件全て、ここに挙げておりますけれども、こちらのリコール

が重大製品事故を契機に行われているということでございまして、きちんと事故を受けて、必要な場合にはリコールが行われているということではないかと考えております。

13 ページでございませけれども、こちらのグラフはリコール対象製品による重大製品事故ということでございまして、要は、リコールしているのですが、まだ使い続けてしまう場合があるということでございます。それによる事故が発生しておりまして、全体の事故の14%ぐらいを占めているというところでございます。こちらにつきましては、やはり引き続き、しっかり注意喚起を行って、リコール対象製品については使わないでいただくということが大事なかと考えておりまして、消費者庁とも一緒に注意喚起を行っていきたいと考えております。

続いて14 ページでございませけれども、リコールハンドブックというものを事業者向けに、こちらを大体3年に一遍、改訂をしております。今年は改訂のタイミングということでございますので、こういった形で関係者の皆様方に集まっていただいて検討を行ってまいりました。その結果を踏まえて、今後ハンドブックを改訂していきたいと考えております。

15 ページでございませけれども、リコール対応レベルに基づく新たなリコール対応の検討ということでございます。もちろんリコールは全ての案件、きちんと行うことが必要なのですけれども、その中でも、特にしっかりフォローしなければいけない案件というのがあるのではないかとということで、それが分かるようにするにはどうしたらいいかみたいな、そういった議論をさせていただいております。今の検討で、やはりリスクの高い、この赤字のところについてはしっかりリコールのフォローをしていくということが大事ではないかと思っております。いずれにしても、来年度、このやり方については検討を継続して、再来年度からこういったリコールのレベル分けみたいなことができないかと考えて検討を進めているところでございます。

続きまして3. でございます。製品安全関連法の執行状況等でございます。

17 ページでございませ。これは製品安全4法の概要でございまして、4つのポイントに基づいて規制をしているという紹介でございませ。PSマーク対象製品というのがございまして、これについてはPSマークがついているものを販売していただく、こういう形で規制を行っているところでございます。

この製品安全4法の違反の件数ということでございませけれども、2022年、昨年の数字でございませ。黒で囲っておりますけれども、こちらの数字になります。やはり500件

から 600 件という形の違反が見つまっているということでございまして、きっちり対応していく必要があると考えております。

特に試買検査というのを、これは毎年行っているのですけれども、実際に売っているものを買ってきて、技術基準の適合性が問題ないかというのを確認して、不適合が見つければ、それを是正していただく、こういった対応を行っているところでございます。

20 ページでございすけれども、こちらは販売事業者に対する立入検査の件数でございす。自治体のほうで立入検査を行って、違反が見つかった場合には対応していくことになっていまして、昨年度は 4 件という形になっております。立入検査全体は 6,000 件ぐらい行っておりますので、件数としてはそんなに多くないのかなというように感じているところであります。ちなみに、これはリアルな店舗に対する立入検査ということでございす。また、1 点、ちょっとおわびがあるのですけれども、2020 年度の数字で電安法の 6 という数字なのですが、これは昨年資料では 9 になっておりまして、その後、カウントミスが発覚いたしましたので、6 に訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。昨年の審議会の資料につきましては既に訂正をさせていただいております。6 という数字になっているということでございす。

続きまして、4. インターネット取引における製品安全でございす。

22 ページでございす。こちらはインターネット取引の市場ということでございまして、これまでの推移と一番新しい経産省のデータを書いておりますけれども、市場規模としては 13 兆円という形になっておりまして、非常に存在感が高まっていると考えております。やはりネット販売製品が、安全なものが流通する、これが非常に大事ではないかと考えてところでございす。

そのために我々が行っている取組でございすけれども、23 ページでございす。これは昨年も御説明いたしましたけれども、ネットモール事業者の協力を得ながら、出品前の審査を行っていただいているというのが 1 つです。あと、国のほうがネットパトロールという形で、実際に売られている製品をチェックして、違反品が売られていないかという確認をしている。この 2 つを 2020 年度以降、継続的に実施しているところでございす。

24 ページでございす。現在のネット販売製品の違反对応件数の推移ということで、棒グラフで表しております。見ていただくと、若干凸凹はありますけれども、最近では横ばいなのかなと感じております。これはやはり、先ほど申し上げたネットモール事業者様の御協力をいただいているということと、我々も監視を行っているということによって、一

定の抑止効果が得られているのではないかと考えているところでございます。ただ、増え  
てはいませんが横ばいということで、減っているというわけでもないということで、  
引き続きこういったネットパトロールやネットモール事業者との連携を継続していく必要  
があると考えております。

ネットモール事業者との協力体制ということです。25 ページに書いておりますけれど  
も、こういう体制で協力しながら対応しているところでございます。追加、アップデート  
といたしましては、こちらに書いておりますけれども、今年度、3月から eBay 様にも参  
加いただくということになりましたので、そういった形で体制も少し拡充して、対応する  
ことになるかなと考えております。

26 ページでございます。具体的にネットモールの事業者をお願いしている法令違反品  
の確認ということで言いますと、昨年までは左側の3つをお願いしておりましたけれど、  
今年度はバイク用のヘルメットも結構ネットで違反品が売られているということが分か  
りましたので、これも追加でお願いして、今ではこの4つの品目について、ネットモール事  
業者に法令違反の確認をお願いしているところでございます。

次、27 ページでございますけれども、こちらはネット販売で直接レーザーポインター  
が売られていて、そこに違反品があるというところへの対応でございます。2020 年度か  
らサイトの停止を要請しておりまして、2022 年度、今年度も引き続き停止の状態を維持  
しているということを確認しているという御報告でございます。

28 ページでございますけれども、これはネットパトロール事業の詳細でございます。  
こちらは違反が疑われるところをあらかじめ探した上で、ピックアップして604件なの  
ですけれども、こちらに対して照会をかけているというところでございます。回答が得られ  
たものの中で、半分ぐらいは違反だということでございましたので、きちっとこういった  
パトロールをやっていくことが非常に大事ではないかと考えているところでございま  
す。また、604件の中で190件はコンタクトできなかったというところがございます。これは  
主に海外の販売者でコンタクトできなかったということなのですけれども、このあたり、  
制度的な課題というものもあるのではないかと感じているところでございます。

次のスライドです。29 ページでございますけれども、これは製品安全誓約 (Pledge)  
の取組でございます。昨年の審議会でも Pledge の取組をやろうと思っているというこ  
とを申し上げましたけれども、その後、1年間かけて、具体的にネットモール運営事業者  
との調整が進んでいるというところでございます。まだ Pledge の開始というところまでは



至っていないのですけれども、かなり具体的なガイダンスの文言とかも含めて、検討・調整が進んでおりますので、なるべく早期にこの製品安全誓約、Pledge の取組を日本でも開始していきたいと考えております。

続きまして、5. 高齢者の製品安全対策でございます。

31 ページでございます。誤使用の事故と製品起因の事故の年代ごとの違いということで、グラフで表しておりますけれども、やはり年齢が上がっていくと誤使用の事故、不注意の事故が増えているということが分かっていたかと思えます。やはりこのあたり、高齢になると、身体、認知機能というところがどうしても低下してしまうというところがございますので、それによる事故というのが多くなるのかなと感じております。

このあたりの対応でございますけれども、次のページです。32 ページですけれども、我々としては、N I T Eさんによるリスクアセスメントを行っていくということと、高齢者の行動・身体特性を把握して、それをデータとして公開する、この2つをやっているところでございます。これによって、高齢者にとって安全な製品というのが世の中に出回るようにしていきたいと考えております。

具体的には、今年度行ったリスクアセスメントでございますけれども、N I T Eさんのほうで介護ベッドと車椅子について行っていただいております。例えば車椅子ですが、シートベルトとか、こういった対応をしていくとリスクが減っていくということが分かかってまいりましたので、こういった点も活用しながら、リスク低減を図っていきたいと考えております。

続きまして、34 ページでございます。高齢者の行動ライブラリというものを、2,000 以上の動画を現在、公開しております。100 を超える事業者に登録をいただいて、閲覧いただいているところでございます。

35 ページですけれども、今年度行ったところと言いますと、身体保持特性のデータの取得なども行わせていただいております。こうした形で継続的にデータの充実を図りながら、こういったデータを活用して、高齢者に安全な製品を、ぜひ開発していただけることにつながると非常にありがたいなと思っているところでございます。

続きまして、36 ページでございます。誤使用の事故の対策という意味で、先ほど申し上げたようないろいろなデータも使っていただきながら、製品を開発していただくことが非常に期待されるところでございますけれども、仮に企業の皆様方に開発していただいたとしても、それがなかなか市場に出回って、売られないのではないかと、こういった問題意

識がございます。それは当然、安全対策をしているとコスト面ではちょっと高くなってしまふというところもあり得ますので、なかなか市場は広がらないという課題がございます。ですので、これに向けた対応という意味では、第三者認証機関が誤使用の事故のリスクの低減効果というのを認証して、その結果を表示する、そういった仕組みができれば、こういった表示がされた製品が買われるようになって、製品安全市場というようなものができていくのではないかと考えているところでございます。

37 ページですけれども、そういった考え方から、この1年間、関係する企業の皆様方とか認証機関の皆様方もいろいろ議論をさせていただいておまして、どういった形でやるのかというようなことを検討してまいりました。ある程度、我々としても考え方が整理できてまいりましたので、来年度、もうちょっと具体的に、こういった仕組みを回すための詳細を詰めていきたいと考えております。その結果、再来年度の後半から、こういった仕組みが運用開始できると非常にいいなと、今、思っているところでございまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6. の製品安全文化の醸成でございます。

39 ページでございますけれども、これはP Sアワードの取組でございまして、これは製品安全文化を広げていくという観点から非常に大事な、継続的に行っている取組でございます。平成4年度、今年度はこちらの事業者様が受賞されたというところでございます。

さらに3回大臣賞を受賞されると、ゴールド企業という形で認定しておりますけれども、今年度から新たにパナソニック様がゴールド企業に仲間入りしていただいたということでございます。

また、ゴールド企業になると、5年ごとにフォローアップを行っておりまして、きちんと取組が継続できている場合には、この星マークをつけるという取組もやっておりますけれども、今年度、アキュフェーズ株式会社様とYKK AP株式会社様、この2社をフォローアップさせていただいて、取組の継続を確認させていただいたところでございます。そのため、この2社につきましては星マークをつけさせていただいております。

次に 41 ページでございます。P Sアワードの応募というところまではちょっとハードルが高いかなという、だけれども製品安全の取組に参加したいという声もいただいておりますので、今年度から、製品安全対策の自己宣言制度というのを本格的に導入したところでございます。具体的には、こちらのチェックシートを自ら埋めて、さらに宣言を世の中に対して行うということで参加できる、こういった仕組みでございまして、今年

度で今、92 の事業者に参加いただいております、こういった事業者も少しずつ増えているのかなと感じているところでございます。

42 ページでございますけれども、これは製品安全コミュニティという形で、P Sアワードの受賞企業の皆様の横の連携を活性化したいなということで取組を行っているところでございます。これまで受賞した事業者で言いますと 100 を超える事業者の方がいるということなのですけれども、いろいろなサプライチェーンの方がおられますので、異業種交流という形で行うことによって、コミュニティの魅力をどんどん高めて、より、このP Sアワードの取組に参加する企業を増やしたいなと思っているところでございます。

具体的には 43 ページでございますけれども、今年度行ったということで言いますと、コミュニティの中で研修を行いまして、経産省の研修所に来られる方は集まっていたいて、泊まり込みで行うという、こういったことも行いました。こうすると、改めて製品安全のことを振り返るいい機会になるのではないかと、そういう声もいただいておりますし、やはりなかなか異業種の方と泊まり込みでいろいろ議論することはないということで、なかなか好評をいただいたところでございます。こういったところの取組も、今後についても考えていきたいと考えております。

44 ページでございます。こちらは消費者に対するアプローチということでございますけれども、こういったブラックチャンネルというキャラクターを使って、子供に対して訴えるというようなことも行っております。昨年の読売KODOMO新聞に載せていただいたりというようなことも行いました。また小学生向けの電器店でのイベントも行わせていただいております。

45 ページですけれども、自治体との連携です。厚木市さん、川崎市さん、こういった自治体との連携も行ってございまして、自治体と連携しながら製品安全コミュニティというか、製品安全に取り組む企業を少しでも増やせないかということで取り組んでいるところでございます。

また製品安全総点検月間、46 ページでございますけれども、こちらは 11 月に毎年行っております。今年度も行わせていただきました。いろいろな事業者の皆様方の御協力もいただいております、改めて感謝したいと思います。今年度はブラックチャンネルの下敷きを配布するといったことも行わせていただいているところでございます。

47 ページでございますけれども、広報です。ここも力を入れてございまして、特に Twitter をタイムリーにツイートするということに取り組んでいるところでございます。

特にリコールの場合とか、タイムリーに Twitter で発信できますので、こういった取組、結構閲覧数が多かったツイートもございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

48 ページですけれども、これまで行ってきたラジオとかテレビとか、こういった形の広報についても継続的に行っておりまして、今年度は誤飲に対する、テレビの広報を行わせていただいたところでございます。

7. 国際連携でございます。

50 ページでございますけれども、この製品安全の世界はやはり OECD との連携が非常に大事になっておりまして、特に前半でも申し上げましたが、製品安全誓約 (Pledge) の取組が非常に大事であると考えておりまして、OECD と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

51 ページでございますけれども、それに加えて、いわゆる二者間、バイの取組です。これについても、いろいろ情報交換などを今年度も行ってまいりましたので、引き続きこういった取組も継続していきたいと考えております。

52 ページです。OECD の取組で言いますと共同啓発キャンペーンというのも全世界共通で行っておりまして、今年のテーマがオンライン上の製品安全ということでしたので、我々もリリースもさせていただきましたし、販売事業者とネットモール事業者向けのメッセージ、これは世界共通のメッセージなのですが、これを出させていただいたところでございます。引き続き国際的な動きとも連動しながら対応したいと考えております。

53 ページです。これは紹介で、英語のサイトのレイアウトを変更したというところの紹介でございます。

最後に 8. 手続きの電子化というところでございます。

55 ページでございます。これは製品安全 4 法の手続の電子化を 2020 年から行っておりますけれども、現時点でのオンライン申請率というのは約 50% ということでございまして、これは少しずつ上がってきているということかなと考えております。引き続き、主な窓口の経済産業局とも連携しながら事業者働きかけを行って、オンライン化率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

私からの資料 1 の説明は以上になります。

○三上委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、皆さんから御質問をお願いいたします。オンラインですので、挙手マークを

挙げただけであれば、こちらからお名前を申し上げたいと思います。釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員　今回から参加させていただくことになりました消費生活アドバイザーの釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

資料1につきまして、気づきましたことを3点、述べさせていただきます。まず17ページになりますけれども、長期使用製品安全点検制度のことが左下のほうに書かれています。令和3年に指定対象製品を9製品から2製品へ見直したということですが、このときに除外した7製品につきまして、その後の事故の発生状況などの検証を行っていらっしゃるのかどうかという点です。経年劣化による事故は減少しているということですが、このあたり、しっかりウォッチをしていただければと思っております。

次、2点目ですが、48ページですが、様々な政府広報などをされているということで、その中で視覚障害者向けの政府広報をされているということ、私も初めて知りました、このような障害者向けの製品安全に関する情報発信というのは大変重要だと思います。点字図書館などに配付をされているということですが、実際の利用状況などはどのような状況なのでしょう。今後も、このような、障害者を含めた脆弱な消費者ということで、子供ですとか高齢者に対する情報提供というのは大変重要なことですので、ケアをしている方を通して情報を伝えていくということも含めて、ぜひこのあたりも続けてやっていただければと思います。

それから3点目、最後になりますが、52ページです。OECDの国際共同啓発キャンペーンというものを昨年12月26日にニュースリリースされたということです。私の所属しております消費者関連の団体で、中央省庁発行のニュースリリースをまとめたような形のメールニュースを発信していますが、実はこれにつきまして、年末間際ということもあって、残念ながらメールニュースに掲載されなかったというところがございましたので、なるべく適切な時期に効果的な周知というものを行っていただきたいと思っております。このような国際的な協調というのは重要な取組だと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、3点、申しあげました。

○三上委員長　ありがとうございました。事務局から何かコメントはございますか。

○田中製品安全課長　事務局でございますけれども、コメントありがとうございます。まず長期使用製品の7品目についての事故状況ですが、そんなに事故が増えているということは聞いておりません。いずれにしても、この製品についての状況は今後、よく

フォローしていきたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

あと、48 ページの視覚障害者の対応でございますけれども、これは御指摘を踏まえ、継続的にできるといいなと思っております。この効果とか、すみません、現時点で手元がないので、今後確認していきたいと考えております。

それとOECDの共同啓発キャンペーン、これは12月の26日ということでタイミングが年末で、もうちょっといい時期がいいのではないかという御指摘、本当にそのとおりにかと思えます。我々もそのあたり、反省材料かなと思っておりますので、今後、発信を行うタイミングにも留意しながら効果的な周知というのを心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○三上委員長　それでは、続きまして遊間委員、どうぞ御発言ください。

○遊間委員　ありがとうございます。詳しい御説明をありがとうございます。5の高齢者の製品事故対策の37ページのところで2つ御質問をさせていただければと思っております。

高齢者の事故を防止するために、このような新しい取組が行われるというのは大変素晴らしいなと思っておりますが、JIS規格は基本的な部分を対象とし、コンセプト認証はその範囲から出る部分という御説明でしたが、この切り分けが、開発する企業の側から見て、逆に分かりにくかったり、判断がしづらかったりということは起きないでしょうかという点が1点でございます。

また、このように二段階の認証ということになりますと、企業にとって少し負担が重い部分もでてくるかと思いますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○田中製品安全課長　ありがとうございます。事務局でございます。

こちらのスライドでございますけれども、JISというものがあって、これは製品に対する一般的な安全基準を定めたもの、共通的な規格ということかと思えます。一方で、今考えている製品の認証というのは製品そのものの認証ということで、JIS規格に合っているかどうかとか、そういう規格に対応したものの認証ではなくて、製品それぞれの、製品ごとに認証をしていくことを考えているところでございます。そういった意味で、JISも取りつつ、今回の新しい認証も取っていくということも当然あり得ると思っておりますけれども、一応切り分けとしては、そこは違うものということかなと考えております。

それで、2つやると、もちろん負担ということもあるということかとは思っておりますけれども、JISを取っている製品はほかにもあって、差別化できないという中で、この新た

な表示制度ができれば、こちらについては追加の付加価値、誤使用対策を行っているということが分かりますので、その価値を感じて認証をやっていただければもちろんその部分のコストというのは少しアップしますが、魅力を感じて、参加いただける事業者様もいるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、よく関係する事業者様とも議論しながら内容を詰めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○遊間委員      ありがとうございました。

○三上委員長      それでは、続きまして坂本委員、どうぞ御発言ください。

○坂本委員      鳴門教育大学の坂本です。2点コメントというか、質問がございます。

まず8ページの除雪機の事故に関連してなのですが、販売者に対して、販売するとき、このように気をつけなければという説明を義務付けるみたいなことというのは何かされているのかというのがちょっと気になりました。全般として、メーカーに対する取組というか、製品そのものについてという取組は充実していると思うのですが、販売者に対してももう少し何かするということができたらよいのではないかと感じる次第です。それが1点です。

もう一点、消費者に対する啓発ということで44ページなど、大変工夫された資料を用意して下さっているのだなということが分かります。今の小学生とか中学生は1人1台、学校でタブレットが配られていて、それを使って調べようみたいな学習活動が学校でされることが増えてまいりましたので、ぜひタブレットで検索して表示するのに適している横長のレイアウト、パワーポイントスライドみたいな形の資料というのがネット上に上がっていると、とても助かるかなと思うところです。これはコメントです。

以上です。

○三上委員長      ありがとうございました。

○田中製品安全課長      除雪機の8ページでございすけれども、販売事業者を通じた周知もやったほうがいいのではないかと御指摘でございました。全く御指摘のとおりかなと思います。我々もメーカーと連携しながら、どういった形で注意喚起できるか、継続的に議論しておりますけれども、当然その中には販売事業者を通じてしっかり注意喚起していくということも含まれておりますので、引き続き、企業の皆様方と議論しながら、どうやったら安全対策が周知できるか、きちんと使う人に伝わるかというところを意識しな

がら取り組んでいきたいと考えております。

また、44 ページのスライドです。子供向けの資料という意味では、横長のパワーポイントのスライドのようなものがあつたらいいのではないかと考えてございまして、確かにGIGAスクールもございまして、そういったところで活用していただく素材というの出していけるといいかなと思います。どうもありがとうございます。今後の検討の際に、その点も留意しながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○三上委員長　それでは、私からも1つよろしいでしょうか。

先ほど遊間委員から御指摘のあった37ページのところです。私も安全設計に関する教育に携わってきた立場から申し上げますと、ここで言っている「基本安全設計から飛び出た付加機能」として、このコンセプト対応ということが議論されているというのは、やや違和感を感じる場所がありまして、国際的な安全規格、例えば機械安全の国際基本規格が求める安全設計というのは、もともと、このコンセプト対応認証と呼ばれているステップをきちんとやりなさいということかと思っております。まずはステップ1で危険源を極力なくし、ステップ2でなお残ったリスクについては防護措置を講じ、最後に利用者への注意によってという手順を定めているわけです。もともと利用者は間違えるものであるから、そもそも間違えた使い方をして大丈夫なような設計をなさないと、そういった考え方が、本来、基本的な安全設計に求められる手順だと思うのです。したがって、利用者が間違っても大丈夫な安全機能は基本から飛び出た付加機能であると言われると、国際安全規格の求める基本安全設計はやらなくてもいいのかと誤解をされる可能性があるなと感じています。この辺はもう少し広く御意見を求められて、落ち着くところに落ち着いていくというのがいいのかなと感じています。

○田中製品安全課長　分かりました。貴重な御指摘ありがとうございます。ここで言っているものはJISという、まさに具体的な規格は最低限の安全レベルなので、それを上回るという意味で表現はしているのですけれども、確かに表現ぶりが、やや分かりにくいところもあるのかなと思います。先生御指摘のとおり、基本的な安全設計の中で、いろいろな誤使用も含めてリスク評価していくというのはもちろん含まれているというのはそのとおりだと思います。あとは、どこまでの誤使用を想定するかというところは、多分、人によって違うところがあって、JISだけやっていると、そこが多分、最低限ということかなと思うので、その幅がある中で、誤使用対策にJIS以上にしっかりやっていると



いう製品もありますので、そういったものが分かるようにしたらいいなど、そういう考え方でございます。

いずれにしても、今後、詳細を詰める中で、よりよいものにしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございます。ほかに御意見、御質問など、ございませんでしょうか。木井委員、どうぞ。

○木井委員　木井です。私も介護用品といえますか、高齢者のところで少しコメントさせていただければと思います。

これまでも介護用品というのは結構 J I S 規格をつくったりしてきているのですが、なかなか製品側だけでは完全に誤使用とか、そういうのを防止できない。そういうのはこれまでの特徴だったのですけれども、製品側からの安全性確保に加えて、介護施設ですとか、そういったところでの注意喚起というのを合わせてやられたほうがいいのではないかとこのように思いました。

また介護用品は一般の商品と違って、普通の店舗で買わなくて、介護保険等でレンタルするのが通常ですので、介護保険のレンタルする事業者さんと連携するというのも一つの手ではないかと考えたところでございます。

コメントは以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

○田中製品安全課長　ありがとうございます。介護用品については介護施設とも連携しながら注意喚起をしたらいいのではないかとこの御指摘と、介護保険のレンタルの事業者とも連携したらいいのではないかとこの御指摘かと思っております。どうもありがとうございます。本当にそのとおりにかと思っております。例えば介護ベッドであれば、J I S 規格を守った製品にすると誤使用事故がかなり防げるということになりますので、我々もいろいろな事業者さんと連携しながら、ユーザーに対する注意喚起とか、これまでもやってきたところでございますけれども、引き続き利用者の方に分かっていただけるように取り組む必要があるかなと考えておりますし、いろいろな介護保険の対象事業者などとの連携ということも今後、検討項目かなと考えております。どうもありがとうございました。

○三上委員長　それでは西田委員、どうぞ。

○西田委員　西田です。資料、ありがとうございました。非常によい取組がたくさんあって、心強く感じました。

この中で、どなたか、指摘されていましたが、50 ページだったかな、OECD の連携というところが非常に大事だなと思っていて、このマグネットとかボタン電池とか、そういうものがOECDのレベルできちんとやらなければいけないという議論が国内に先んじて始まるケースが結構あるなという印象があって、ボタン電池のときにも、たしかOECDで議題が上がっていて、その回答を見ると、日本も対策をしているという回答が書いてあるのだけれども、正直、僕からすると何もやっていないではないかという時期があったのです。ということで、OECDで上がっているトピックは結構大事ではないかと思っているので、日本がOECDに伝えるのも大事なのですけれども、そこで上がっている大事なトピックを日本語にして、国内に伝えるというところも非常に大事だなと感じました。コメントになります。

○三上委員長　　ありがとうございました。

○田中製品安全課長　　ありがとうございます。御指摘のとおり、本当にOECDの取組、この製品安全の世界でもすごく歴史もあって、非常に大事な取組でございます。まさに世界で課題になっていることが当然日本でも課題になりますので、OECDでの議論をよく注視して、世界に遅れないように、我々も日本の国内での対応に生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○三上委員長　　そうしますと、ほかには御質問がないようですので、次の議題に移ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題の（２）に移ります。「製品安全規制の見直しについて」ということで御報告をいただいた後、審議に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

○田中製品安全課長　　それでは資料２に基づきまして、御説明させていただきます。全部で項目は9つございます。報告事項も多くなっております。順に御説明いたします。

まず1. の乳幼児の誤飲による事故の防止でございます。2 ページでございます。こちらは去年も御紹介させていただきましたけれども、こちらのマグネットセットと言われている製品です。こちらと、あと水で膨らむボールと言われる製品でございます。いずれも非常に小さいものでございまして、写真だとなかなか分かりにくいのですが、本当に2ミリとか3ミリとか、非常に小さいおもちゃだと思っていただければと思います。ですので、これを乳幼児が誤飲してしまう、こういった事故が発生してしまったというところでございます。

特にマグネットセットにつきましては、昨年3月ですけれども、消費者安全調査委員

会からも意見をいただいております。それを踏まえまして、昨年の6月に経産省から主要なネットモール事業者に向けて、子供用には売らないでほしいと、こういった協力要請はさせていただいたところでございます。このマグネットセットはネット販売でしか売られていなかったということがありますので、こういう対応をさせていただきました。

また水で膨らむボールでございますけれども、これも昨年重大製品事故が発生しております、その後、リコールされているということでございます。そういった意味で、この製品自体は対応しているということでございますけれども、この事故を踏まえて再発防止を図るという観点から、この2製品について、消費生活用製品安全法の販売規制の対象にしていくことが必要であると考えまして、今年の1月に審議会——こちらは消費経済審議会という審議会なのですが、こちらに諮問・答申をさせていただいたということでございます。こちらで御了解いただきましたので、マグネットセットと水で膨らむボールのおもちゃ、この2つについては規制対象品目に追加するというので、今、政府の中で政令改正の作業を行っているところでございます。早めに、この改正を実施したいと考えております。

この規制が導入されると、こちらに書いておりますけれども、マグネットセットとか水で膨らむボールというものは売れなくなるということになりますので、これで再発防止が図られると考えております。

続きまして、ガストーチの安全対策でございます。

5ページでございますけれども、これは昨年も紹介させていただきました。こういったカセットボンベにくっつけてバーナーとして使うという、ガストーチと呼んでいる製品なのですが、見るからに火が出るので事故の可能性はあるなという製品なのですが、人気もあって、最近事故も増えているという傾向でございますので、何らかの対応が必要ではないかということで検討を進めているところでございます。

今年度、いろいろ検討を行ってきた結果、実はいろいろな製品があるということが分かってまいりまして、我々がもともと想定していたものは左にあるようなものなのですが、例えば草焼きのバーナーというようなものもありますし、ボンベと火が出るところの間の距離が長い、これは産業用途なのですが、こういったガストーチもあるということが分かってまいりました。また距離が長いものは、火がすぐ出るものと比べるとリスクが低いのではないかと。仮にガス漏れしても引火しないのではないかとか、こういったところが検討の結果分かってきたということでございます。なので、今後、こういったところ

を規制の対象にするか、詰めていきたいと考えております。

さらに、この2. に書いておりますけれども、技術基準です。こういった技術的な対応を行えば事故が防げるのか、こういったところの検討も今年度行ってまいりました。具体的には、やはりガスが漏れてしまうと火がついてしまう、それで事故につながるというパターンになりますので、漏れないように、しっかりとここ、Oリングと書いておりますが、こういったものが劣化しないようにしていく、これが非常に大事ではないかということで検討を行ってきたところでございます。実際の規制に向けてはいろいろ検討することもまだ残っているというところではございますが、今回の結果を踏まえて、引き続き来年度も規制化に向けて検討を継続していきたいと考えております。

続きまして3. ポータブル電源の安全対策というところでございます。

7ページでございます。ポータブル電源、図で書かせていただいておりますけれども、こういった製品でございます。災害時など、例えば停電したときに使える電源として、最近人気はだんだん出てきている製品でございます。モバイルバッテリーは非常に小さいものなのですが、ポータブル電源はもうちょっと大きめのものだと思っていなければと思っております。

こういった製品が最近少しずつ市場に出回り始めておりまして、今後の市場規模も拡大するのではないかなというようなレポートも出ているところでございます。そういった背景もありまして、事故の件数も調べていくと、最近は少しずつ増えているということかなと感じております。そういう結果になっております。新しい製品ということもありまして、現時点では電気用品安全法の規制の対象外になっておりますけれども、やはり一定の電气的リスクというものもあるのかなと思っておりますので、こういった事故の状況なども踏まえながら、今後、規制についても検討を開始できないかと考えております。

具体的には次のページ、8ページですけれども、文字が多くて恐縮なのですが、現状、このポータブル電源そのものの規格、例えばIEC規格とかJIS規格は存在しないということが分かってまいりました。ですので、各メーカーがそれぞれ自らいろいろな安全対策を行っているというのが実態でございます。我々としては、今後、事業者の皆様方とも議論をしていきながら、こういった内容の技術的要件をクリアすればいいのかなというような技術的な検討を行っていきたいと考えております。今後、官民一体となって必要な規格の整備、規制化に向けた検討を開始したいと考えております。

4. です。ここからは報告が続きます。

10 ページでございますけれども、リチウムイオン蓄電池の安全対策でございます。昨年、審議会でリチウムイオンバッテリー、非純正バッテリーの事故が増えているといったような話をさせていただいて、そのための対策として、国際規格の基準と日本国内で求めている基準というのが2つあって、どちらでもいいというのが電気用品安全法の規制になっていたのですけれども、国際的に求められている基準のほうがちょっと厳しい、より安全であるということが分かりましたので、こちらに一本化したいと思っておりました。その結果、昨年12月に通達を改正いたしまして、国際基準に一本化するという改正を行ったところでございます。周知期間、経過措置もございまして、これによって、リチウムイオン蓄電池の安全対策については強化されたと考えております。

続きまして5番、電気用品の雑音強さの見直しでございます。

これは細かい話ですけれども、12 ページでございます。今年度、国際規格に準拠するための見直しを照明器具で行わせていただきました。今後、それ以外のマルチメディア機器とか、こういったところについても行っていきたいと考えております。

続きまして、6番でございます。こちら御報告でございます。

14 ページ、製品安全小委員会の下にワーキングというものをつくっておきまして、電気用品整合規格検討WGというものなのですけれども、こちらの開催は2回行っておりますという紹介でございます。このワーキングで得られた結果につきましては、電気用品安全法の技術基準、細かいですけれども、通達の別表12の改正というような形で反映しているというところの御報告でございます。

続きまして、7番ですけれども、IoT製品の安全性確保ということでございます。

16 ページでございますけれども、こちらは2年前にガイドラインをつくっておきまして、これの普及というところを今年度取り組んでまいりました。また業界横断のワーキンググループをつくって、いろいろな議論も行ってまいりました。その結果、もうちょっとこういったところを検討したほうがいいのではないかと、遠隔操作に向き不向きな製品の整理をやったほうがいいのではないかと、こういったいろいろな御意見もいただいてまいりましたので、来年度はそれを踏まえて、検討をさらに継続していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、産業界とも連携しながら、IoT関連製品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8番でございます。これはかなり細かいですが、電気用品安全法の技術基

準解釈通達の整備状況についてということでございます。

18 ページでございます。こちらは電気用品安全法の技術基準の構成として書いております。ちょっと見えにくくなっていますけれども、別表 12 というのがあって、それは国際基準なのですが、1 から 11 という、昔から日本国内で使っている基準というのがあると、こういう構造になっております。別表の 9、こちらのリチウムイオン蓄電池のところを今回やめて、別表 12、オレンジのところを一本化するという改正を行ったところでございますけれども、それ以外のものもまだ残っておりますので、これについても、別表 12 の国際基準に一本化できるものは一本化していきたいと考えておりました、具体的には 1、4、7 というところをまず考えているのですが、こういったところの一本化を進めていきたいと考えております。

最後、9 番でございます。こちらはかなり細かいのですけれども、これはガス用品の話でございます。

20 ページ、カートリッジガスコンロとガスストーブの両方の機能を併せ持つ製品でございます、こういったものが出てきているということでございます。そういった製品が守らなければいけない技術基準というのはどれなのかというのが若干明確になっていなかったということがございますので、いわゆる複合品については両方の技術基準を満たさなければいけないですよというところを、ちょっと当たり前のような話ではあるのですけれども、しっかりと明記するという通達の改正を行いたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、お願いいたします。審議事項となっているものが 3 件、報告事項が 6 件ございますので、どの案件というように指定して御質問をいただければと思います。では挙手ボタンのほうをお願いいたします。倉貫委員、どうぞ御発言ください。

○倉貫委員　ポータブル電源なのですけれども、この電気用品安全法の規制の外にあるというのは、これはどういった理由なのか、もうちょっと教えていただきたいのですが。リチウムイオンバッテリーがこれだけの事故とかあって、これまでも審議を続けてきた中で、突然ポータブル電源は法律の規制の外にあって、これから検討するというのがよく分からないなと思ったのですが、教えていただければ助かります。よろしく申し上げます。

○田中製品安全課長　ポータブル電源でございますけれども、これは機器としてはリチウムイオン蓄電池、電池そのものではなくて、電池を含んだポータブル電源という機器だ

ということになります。リチウムイオン蓄電池の出力というのは当然直流になるわけですが、それを交流に変えて、ここで言うとコンセントのような形で、プラグを指すと交流の 100 ボルトが取れるという、そういう機器になります。

現状、例えばモバイルバッテリーとかもそうなのですけれども、リチウムイオン蓄電池として規制をしておりますが、直流で出力するというので今まで規制を行ってまいりました。今回、直流ではなくて交流で出力するというものが出てまいりましたので、これは現状の規制対象品目では読めないということで、新たにポータブル電源を規制するのであれば、別途規制をしなければいけないと、こういった整理でございます。ややテクニカルなところでありませぬけれども、新しい製品に対応するという意味で今後検討を開始したいと考えております。

○倉貫委員　ありがとうございます。それで、自主規制もされているようなのですけれども、それについて、現状はどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。

○田中製品安全課長　当然、製品の安全については、規制があるなしに関わらずメーカーのほうできちっと行うという責任がございます。それについては、メーカーの生声なども書いておりますけれども、当然、いろいろな対応を事業者のほうでやってきているということでございますので、安全面で言うと、今、出回っているポータブル電源がすごく危ないかという、そういうわけではないと思っております。ただ、いろいろなメーカーのものがネット販売とかもありますので、我々がこうやって議論している、ちゃんとした付き合いがあるメーカーではない製品というものも今後、出てくる可能性があるということも考えられますので、そこはしっかりと規格というものを今後つくっていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上です。

○倉貫委員　ありがとうございます。消費者がちゃんと選択できるような形を考えていただければと思います。ありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございます。ほかの委員の皆様からの御質問、御意見はございませんでしょうか。

そうしますと、まずは審議事項の 3 件です。これの内容につきましては、今、御説明のあったような方向で進めるということで御了解いただきましたので、事務局のほうでさらなる検討をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から議事の（3）「消費生活用製品の安全確保に向けた

検討会について」ということで御報告をお願いいたしたいと思います。

○田中製品安全課長 では、資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会というものを今年の1月に立ち上げておりますという御報告でございます。製品安全4法は資料1でも少し御説明いたしましたけれども、製品安全の確保の観点から非常に大事な制度でございまして、特に2006年に創設された事故の報告制度は非常に大事な制度であると考えております。ただ、最近やはりインターネット販売が増えているといった環境変化が大きいと感じているところでございますので、資料1でも申し上げましたけれども、いろいろな対応を我々もやってきておりますし、ネットモール事業者さんからも御協力をいただいているということでございまして、対応自体はかなりやっているとは思っておりますが、制度面での課題というのもあるのかなと感じておりますので、こういった検討を開始させていただいたという次第でございます。

メンバーはこちらでございまして、三上先生、まさにこの小委員会の委員長でございませうけれども、三上先生をはじめ、釘宮委員、西田先生にも御参加いただいております、こういった検討会を開始させていただいたというところでございます。

具体的な論点としては、大きく2つあると思っております、まず1つが、2ページでございますけれども、ネット販売が増えていく中での対応というところでございます。具体的に言うと、海外からの直接販売の製品がより増えてきているというところがあるのかなというところでございます。この左側の図にありますとおり、もともとの法律が想定している流通形態という意味では、消費者が輸入品を買う、海外のものを買おうとすると、輸入事業者、この青い人がいて、こちらから買っていくとか、またはこの青い輸入事業者が小売店を通じて消費者が買うといったパターンでございませうけれども、ネット販売が最近が増えてまいりまして、右の図のように、緑の消費者が紫の販売者から直接ネットモールを通じて買えるというようなことがやりやすくなってきたのかなと考えております。そうすると、国境はここになりますので、例えば左側の図で言いますと、紫の小売店と緑の消費者の間、ここに国境があるみたいな感じになってしまうのかなと思います。そうすると、もし直接買ったときに事故が起こったというような場合に、法律に基づいて事故報告というのを行っていただいて、再発防止につなげていく必要があるのですけれども、もともとの想定であれば、青の輸入事業者という方が報告をするということになるのですが、右の図だと、そういう方がいない可能性もあるのかなということを感じておりまして、実



際にいろいろ調べていくと、100件ぐらいの事故が報告されていないような感じもしておりますので、このあたり、課題かなというように考えております。

もう一つ、大きな論点といたしまして、子供用製品というのものもあるかなと思っておりまして、これも資料2で申し上げたのですけれども、マグネットセットです。こちらの製品、まだ規制していないのですけれども、ほぼするということで今、中で詰めておりますが、規制していくということになります。

あと、例えば子供用の自転車とか、こういったものであれば、去年、チェーンに子供が指を入れてしまうと。本当は、チェーンはフルカバーしていればいいのですけれども、それが全部カバーされていなくて、むき出しになっていたのです、そこに子供が触ってしまって、指を切ってしまう、こういった事故が起きました。その製品についてはリコールをされたということでございますけれども、やはり、この①とか③とか、こういった製品で事故が起こっていて、その後、リコールなり、規制対象化ということで対応しているということになっております。もちろん、こういった対応自体は大事なのですけれども、やはり被害者が子供であるということも考えると、できれば事故が起こる前に、起こらないようにすることが大事かなと考えているところでございます。特に玩具という――マグネットセットなどは玩具ですし、資料2で出てきた水で膨らむボールというのも玩具なのですけれども、玩具ということで言いますと、これは国際的な比較もありますので、これを守ることによって未然に防ごうと、こういった形で規制されているというのが実態でございます。ただ、日本についてはそこまでは規制していないということがありますので、特に玩具の安全性、物理的と書いてありますが、これは誤飲とか、指を切ったり、こういった面での安全性という意味なのですけれども、こういったところの安全性が海外と比べても弱いのかなというところが課題として感じているところでございます。

次のページです。これは参考ですけれども、玩具に関するルールを整理しておりまして、検討会でもこういった資料は出させていただいております。日本ですとS Tマークという、これは業界の自主的なマークなのですけれども、これがついたものがかなりのお店で販売されている、これによって安全を担保してきた、こういった歴史がございます。ただ、外国を見ていきますと、EUとかアメリカとか、中国もそうなのですけれども、大部分の国では規制をしているということでございます。日本は、物理的な安全面についての規制というのは今のところないということになりますので、このS Tマークがついているものについては、海外と遜色ないレベルの安全性が確保されているのですけれども、ついていな

い製品でも売ってはいけないわけではないということになっております。いろいろなものが海外からも買いやすくなっている中で、それでいいのかと、こういった問題意識でございます。

最後、5ページでございますけれども、この検討会で議論している論点でございます。第1回の検討会で、この資料をそのまま出ささせていただきましたけれども、先ほど申し上げた、上の2つは同じような話でして、ネット販売対策ということです。直接海外から販売される製品について、1. で言っているのは、仮に事故が起こったときに報告をしてもらうような、そういった人がいないのではないかと。こういったところが課題で、例えば、国内に何らかの事業者を置いてもらう必要があるのではないかとこのところを書いております。

あと、2. で書いているのは、資料1のところでもネットパトロールのときに申し上げましたけれども、法執行を我々やっていて、違反品がないかというのを調べていくときに、海外から直接売られているものというのは、我々が執行しようと思ってもなかなか難しいという問題もございます。昔はそういうことはなかったと思うのですが、最近は直接海外から販売するというのもだんだん増えてきておりますので、ここは何らかの制度的な対応というのでも要るのではないかと、こういった問題意識を書かせていただいております。

3番は、先ほど申し上げたおもちゃの例を挙げさせていただきましたけれども、子供用製品です。ここはやはり未然防止したいというところがありまして、海外ではやられている取組、規制のレベルについては日本でも対応していく必要があるのではないかと、こういった問題意識を書かせていただいているところでございます。

これは、最初に戻りますけれども、議論がまだ始まったばかりでして、第2回、第3回で非公開のヒアリングを行いました。4月から、また公開の議論に戻りまして、具体的な論点の議論を行いたいと考えております。そういった意味では、今回、この審議会で紹介させていただいたという趣旨は、こういった検討を今、行っているということを御報告したかったということと、またこの6月に一定のまとめができた後には、産構審の製品安全小委員会の中でも改めて議論させていただきたいと思っておりますので、その前に、この3月のタイミングでこういうことをやっているという御報告をさせていただいたと、こういった次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○三上委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、皆さんからの質問をお受けしたいと思います。早速ですが、藤野委員、どうぞ御発言ください。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。御説明ありがとうございました。大変重要な問題で、ぜひ規制を図り、日本の中で安全性を確保していただきたいと思います。

質問なのですけれども、3ページの課題の2つ目の丸にある2行目です。「規制を調和しないと日本の玩具の安全性（物理的）の確保が行えなくなるおそれ」と。この「調和」というのはどういう意味でお使いか、教えてください。ちょっと言葉がどうかと思いますので、お願いいたします。

○田中製品安全課長 ありがとうございます。こちらの意味は、ちょっと表現が分かりにくいかなという気もしますが、要は玩具について、どの主要な国でも規制をされていて、そのときの守らなければいけない基準というものがISOの8124-1というものなのです。この基準を、基本的にはどの国でも使っていて、これを守りなさい、これで未然防止しなさいと言っております。なので、日本も同じような、このISOの8124-1と同じレベルのものを守っていただく、こういったところが規制の調和という意味で考えているということでございます。現状は、まさに日本は規制を導入していないということになりますので、海外から、例えばISO8124-1を満たしていない製品があったとしても、別にそれが日本に入ってきて違反ではないという形になりますので、そういったことを防ぎたいなという意味で、こう書かせていただいたということでございます。

○藤野委員 意味はよく分かりました。言葉が分かりやすいほうがよろしいかなと思いましたが、ぜひよろしくお願いいたします。

○田中製品安全課長 すみません、どうもありがとうございます。

○三上委員長 ほかにはいかがでしょうか。それでは水流委員、どうぞ、御発言ください。

○

○水流委員 東京大学の水流です。ありがとうございます。

今の製品、特に玩具のところは、やはり日本がかなり遅れているということは明らかでして、そこは規制をかけない限り——例えば中国の法律で言うと、規制をかけている国に輸出をしてはならないとしており、規制をかけていない国に対して輸出をすることについては許可されているという状況なのです。マグネットボールの中の磁石については世界で

も有数の産地になっているのが中国でして、その中国のマグネットボールという製品が、日本はその規制がないので日本に流れ込んできているという状況になります。これについては、小児学会と消費者安全委員会・消費者庁・経済産業省が共同して安全を強化しようということになって、法制化という動きになっていると思われます。先ほどの御説明にもありましたように、法をつくったとしても、ネットモールでは個人輸入できるため、そこを阻止するためには、ネットモールの方で何とかうまく阻止していくというやり方をするしかないという状況になっています。

子供を守るためということで玩具は法制化やネットモール内での制限をかけたたりができるかもしれないのですけれども、女性の美容用品などで非常に危ない機器、例えば超音波による低温やけどを内部で起こして小顔化するというようなハイフについても、日本では規制されていないという問題があります。いろいろなものに対して、日本の法規制が遅れているという問題を強く認識して、同様なパターンのものに対しては、玩具に限らず、洗い出しをしながら法規制をしていくことと、ネットモールに対する、阻止するための方法論というものを考えていくという仕掛けが、今後、早期に重要になってくると思っております。

以上です

○田中製品安全課長 御指摘、ありがとうございます。中国の事例につきましては、まさに水流委員から昨年も御指摘いただいたと思っておりますけれども、本当にそのとおりだと思います。日本で規制をしない限りは、仮に中国の中で売れなくても、日本には売れるという形になってまいりますので、そこはしっかり規制して、対応していく必要があるかなと考えております。

また、玩具以外もあるのではないかという御指摘もございましたけれども、それはもちろんそうございまして、我々としても、特に子供用製品というところをやっていきたいと思っております。美容のハイフの話とかは厚生労働省さんのほうの話になるのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、しっかりといろいろな事故の動向とか海外の動向を踏まえながら、対応すべきところは規制していく、こういったことが必要ではないかと考えております。御指摘、そのとおりだと思いますし、引き続き、この検討会の中でまずは検討していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

○三上委員長 木井委員、どうぞ、御発言ください。

○木井委員 N I T E ・木井です。

私も水流委員の指摘と全く同じなのですが、玩具に限らず、特にインターネットで取引するようなケースは、日本だけが特殊な規制をしてもだめで、やはりインターネットを介するものは国際的に整合した規制なり仕組みが必要だと思います。そういう意味では、ぜひアメリカのC P S Cですとか、先ほどありましたO E C Dの製品安全委員会と連携して、国際的に整合した仕組みを構築されることを期待します。

私からは以上です。

○田中製品安全課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりかと思えます。物がネットを通じて、国境を飛び越えて移動するという環境でございますので、国際的に整合した規制は本当に大事だと思っております。その中で、O E C Dもそうですし、アメリカのC P S Cもそうですし、E Uももちろんそうですけれども、いろいろな動きを十分踏まえながら、なるべく調和していきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○三上委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題3で御報告いただきました検討会について、御報告、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定しておりました議題は終了いたしました。最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○田中製品安全課長 本日の会議でございますけれども、議事録を事務局で作成して、後日、委員の先生方には確認をいただいて、ホームページで公表したいと思っております。よろしく申し上げます。本日、全員の委員の出席をいただいておりまして、本当にありがとうございました。

次回の会合でございますけれども、また開催時期が近づきましたら、事務局より日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

○三上委員長 それでは、本日、予定の時刻よりも少し早めに終わることができました。ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会、大変長い名前ですが、終了いたしたいと思えます。本日は御多忙中のところ、御参画いただきまして、熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

—了—